

周知依頼

1 件目

中央職業能力開発協会が厚生労働省より受託している若年技能者人材育成支援等事業

「厚生労働省ものづくりマイスター」は、ものづくりの優れた技能・経験を有する方（1 級技能士等）を「厚生労働省ものづくりマイスター」として認定・登録し、中小企業や工業高校等に派遣して実践的な実技指導を行い、若年技能者の人材育成・確保に貢献しています。

平成 25 年度に開始し、13 年目を迎えた「ものづくりマイスター制度」においては、昨年度延べ約 16 万 9 千人の方が活用されるなど、中小企業の人材育成にも役立てられていますが、中小企業にはまだ十分に知られていない状況にあります。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、別添の URL を用いて周知して頂きますようお願いいたします。

OR7 ものづくりマイスターパンフレット【中小企業・団体のご担当者、学校の先生方へ】技能を学ぶ
https://waza.mhlw.go.jp/sasshi/pdf/monodukuri_meister-guide.pdf

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2025.7.4-2.pdf>

2 件目

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 2 号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 10 号）等の施行により、一部の工作物について、令和 8 年 1 月 1 日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが事業者には義務付けられます。（別添リーフレット参照）これに伴い、関係事業者においては、工作物の事前調査の的確な実施に向けて、工作物石綿事前調査者の確保・育成等、計画的な準備が必要となります。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、下記の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

■石綿総合情報ポータルサイト

▼講習会情報 | 石綿総合情報ポータルサイト

▼石綿事前調査結果報告システム | ログイン

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 2 号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 10 号）等の施行により、一部の工作物について、令和 8 年 1 月 1 日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に

事前調査を行わせることが事業者には義務付けられます。（別添リーフレット参照）
これに伴い、関係事業者においては、工作物の事前調査の的確な実施に向けて、
工作物石綿事前調査者の確保・育成等、計画的な準備が必要となります。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、
下記の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

■[石綿総合情報ポータルサイト](#)

▼[講習会情報](#) | [石綿総合情報ポータルサイト](#)

▼[石綿事前調査結果報告システム](#) | [ログイン](#)

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2025.7.4-3.pdf>

3 件目

この度、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）より、
本会に対して、標記調査を全国一斉に実施するにあたり、周知の依頼がありました。

この調査は、民営及び公営の事業所のうち、無作為に抽出した事業所を調査対象とし、調査票等を
配布しております。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等が調査対象となった場合には、ご協力いただけます
よう、下記の PDF 等を用いてのご周知をよろしくお願い申し上げます。

▼別添 1：調査計画（令和 5 年 1 2 月承認） PDF

▼別添 2：調査票 [911KB]（PDF 様式）

▼参 考：記入要領全体版(R6)（PDF [1,962KB]

■賃金構造基本統計調査の対象事業所に選ばれた事業主の方へ | 厚生労働省

▼オンライン回答：政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン | 政府統計オンライン調査総
合窓口

▼オンライン調査システム利用手引（詳細版）（PDF [3,987KB]

令和 7 年賃金構造基本統計調査の一部業務を「株式会社サーベイリサーチセンター（賃金構造基本
統計調査事務局）」へ委託しています

※オンラインでの回答に関する問い合わせをされる方は、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ】 株式会社サーベイリサーチセンター（賃金構造基本統計調査事務局）

電話番号：0120-618-887（オンライン回答についての問い合わせ専用）

営業時間：9:00～18:00（土日祝日を除く）

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2025.7.4-4.pdf>

4 件目

厚生労働省では、短時間・単発の就労を内容とする労働契約の下での働き方（以下「スポットワーク」という。）における留意事項等を取りまとめた労働者及び使用者向けのリーフレットを作成、公表するとともに、経済団体及びいわゆる「スポットワーク」の雇用仲介を行う事業者が加入する一般社団法人スポットワーク協会に対し、当該リーフレットの周知等を要請しました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、
下記の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

■いわゆる「スポットワーク」の留意事項等 | 厚生労働省

▼「スポットワーク」の労務管理（使用者向けリーフレット） [10.3MB]

▼「スポットワーク」の注意点（労働者向けリーフレット） [9.2MB]

▽全国労働基準監督署の所在案内 | 厚生労働省

▽総合労働相談コーナーのご案内 | 厚生労働省

▽都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧 | 厚生労働省

▽需給調整事業関係業務担当窓口一覧 | 厚生労働省

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

〒104-0033

東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル 5F

TEL：03-3523-4903

E-mail：roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp